令和８年(2026 年)７月７日
総務委員会資料
総務部総務課

（第４１号議案）

和解及び損害賠償額の決定について

１　和解の相手方
　中野区民
２　事故の概要
　⑴　事故発生日
　　令和７年（２０２５年）１０月６日
　⑵　事故発生場所
　　東京都中野区中野五丁目２９番先交差点
　⑶　事故発生状況
　　区の職員が、巡回業務のため、上記⑵の事故発生場所の交差点内を庁有車で南方面に向かって直進していたところ、相手方が自転車で東方面に向かって直進で当該交差点内に進入し、当該自転車の前部が当該庁有車の右側側面に衝突した。この事故により、相手方は腰椎捻挫等の傷害を負い、当該庁有車の右側ドアパネルが破損した。
３　和解の要旨
　相手方が被った損害１，５６９，１９１円及び区が被った損害６６，０００円について、双方の過失割合（相手方２割、区８割）に従い、相手方は区に対し１３，２００円を賠償する義務があることを認め、同額を区の指定する方法で支払い、区は相手方に対し１，２５５，３５３円を賠償する義務があることを認め、自動車損害賠償責任保険により保険会社から相手方へ直接支払われた４１４，４６４円及び医療機関等へ直接支払われた６７７，４６０円を除く１６３，４２９円を相手方の指定する方法で支払う。
４　仮和解の成立の日
　令和８年（２０２６年）６月８日
５　区の賠償責任
　本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が事故発生場所の交差点内を直進する際に十分に減速して進行すべきところこれを怠り、相手方も自転車で当該交差点内に進入する際の注意義務を怠ったことにより発生した事故であり、区は、相手方が被った損害について、上記過失割合に基づき賠償責任を負うものと判断した。
６　損害賠償額
　本件事故による相手方の損害額は治療費、傷害慰謝料等の合計１，５６９，１９１円であり、区の過失割合は８割であることから、区の損害賠償額は１，２５５，３５３円である。

7　事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から庁有車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。